

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

目 次

規 則	ペー
○北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域福祉課)	27
告 示	
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (農業施設管理課)	27
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	27
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	28
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	28
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (維持管理防災課)	28
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (調達課)	29
○指定納付受託者の指定..... (教育庁文化財・博物館課)	29
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	29

規 則

北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第9号

北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和2年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

北海道告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項後段の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

理事・監事の別氏名住所	
変更前変更後	
理事 村中吉宏	北広島市北進町1丁目5番地1 士別市多寄町36線西26番地 ロイヤルシャトーN-1407

北海道告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（村内地区（区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道渡島総合振興局に備え置いて、令和6年3月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所	礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ360
2 指定の目的	雪崩の危険の防止

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 札幌市南区小金湯678の1地先・豊滝508の1地先・508の1（以上2筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 江差木古内線 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱257番2地先から 令和6年3月12日
同郡上ノ国町字湯ノ岱559番1地先まで

北海道告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 道路の種類 道道
2 路 線 名 館町福島線
3 道路の区域 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

檜山郡上ノ国町字湯ノ岱282番5地先から 同郡上ノ国町字湯ノ岱272番14地先（道道江差木古内線交点）まで	前	10.90mから 66.11mまで	211.50m	道道江差木古内線 重複区間 L=179.72m 道道江差木古内線 重複 L=27.00m
	後	10.90mから 66.11mまで	218.34m	道道江差木古内線 重複区間 L=179.72m 道道江差木古内線 重複 L=33.84m

北海道告示第125号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|---|---------|
| (1) 入札番号1 北海道本庁等A4判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価） | 24,100箱 |
| (2) 入札番号2 北海道本庁等A3判コピー用紙ほか全4件（1箱当たりの単価） | 900箱 |
| (3) 入札番号3 北海道本庁等B4判コピー用紙（1箱当たりの単価） | 90箱 |
| (4) 入札番号4 北海道本庁等B5判コピー用紙（1箱当たりの単価） | 40箱 |

2 落札を決定した日

令和6年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

- | | |
|--------|------------------|
| (1) 氏名 | 大丸株式会社 |
| (2) 住所 | 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 |

4 落札金額

- | | |
|-----|--------|
| (1) | 1,890円 |
| (2) | 2,290円 |
| (3) | 2,850円 |
| (4) | 1,430円 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月16日付け北海道告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- | | |
|--------|----------------|
| (1) 名称 | 北海道出納局会計管理室調達課 |
|--------|----------------|

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月12日

北海道知事 鈴木直道

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1(1) 名称 | 株式会社ジェーシービー |
| (2) 所在地 | 東京都港区南青山五丁目1番22号 |
| (3) 指定をした日 | 令和6年2月16日 |
| (4) 指定期間 | 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで |
| 2(1) 名称 | 三井住友カード株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 |
| (3) 指定をした日 | 令和6年2月16日 |
| (4) 指定期間 | 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで |
| 3(1) 名称 | 道銀カード株式会社 |
| (2) 所在地 | 札幌市中央区南二条西二丁目14番地 |
| (3) 指定をした日 | 令和6年2月16日 |
| (4) 指定期間 | 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで |

総合振興局告示及び振興局告示

北海道後志総合振興局告示第20号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月12日

北海道後志総合振興局長 猪口浩司

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 入札番号1 モノクロ複写機及びその付属品の賃貸借 | |
| ア 落札に係る物品等の名称 | モノクロ複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。課毎の使用枚数を確認するためにカードが必要な機種は、カードも消耗品を含む。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） |
| イ 調達台数及び調達予定数量 | 1台及び1月当たり 11,000枚 |
| (2) 入札番号2 カラー複写機及びその付属品の賃貸借 | |
| ア 落札に係る物品等の名称 | カラー複写機及びその付属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。課毎の使用枚数を確認するためにカードが必要な機種は、 |

カードも消耗品に含む。)の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)

イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりカラー7,000枚 モノクロ2,000枚

2 落札を決定した日

令和6年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 有限会社平和事務機

(2) 住所 虻田郡倶知安町北3条東2丁目5番地2号

4 落札金額

(1) 1の(1)

ア 基本料金 31,000円

イ 複写料金 1枚当たり 2円90銭

(2) 1の(2)

ア 基本料金 17,500円

イ 複写料金 カラー1枚当たり 16円00銭

モノクロ1枚当たり 5円00銭

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月23日付け北海道後志総合振興局告示第19号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道後志総合振興局総務課総務係

(2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目